

平成25年度

再生医療実現拠点ネットワークプログラム

「iPS細胞研究中核拠点」

「疾患・組織別実用化研究拠点」

「技術開発個別課題」

公募要領

平成25年2月



独立行政法人科学技術振興機構

## 目 次

	頁
I. 事業概要	1
1. 目的	1
2. 事業の内容	1
3. 事業実施体制	2
4. 平成24年度補正予算による設備の整備について	2
5. 政府予算の成立について	2
II. 実施方法	3
1. 募集から契約までのスケジュール	3
2. 提案書類の受付等	4
3. 重複応募の制限について	7
4. 問い合わせ先	7
5. 審査及び採択	8
6. 研究課題の管理と評価	9
7. 公表等	10
III. 応募にあたっての留意点	11
1. 法令等の遵守について	11
2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく措置	11
3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	12
4. 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置	13
5. 研究活動の不正行為に対する措置	14
6. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について	15
7. 他の競争的資金等で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置	16
8. 生命倫理及び安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置	16
9. 安全保障貿易について（海外への技術漏洩への対処）	17
10. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項	17
11. 繰越について	17
12. 府省共通経費取扱区分表について	18
13. 「国民との科学・技術対話」の推進について	18
14. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	18
15. リサーチアシスタント（RA）の雇用について	18
16. 男女共同参画について	19
IV-1. 公募要領（iPS細胞研究中核拠点）	21
1. 公募対象者	21
2. 公募対象機関	21
3. 研究期間、経費及び採択予定数	21
4. 事業内容	22

5. 実施体制の要件及び実施にあたっての留意事項	22
6. 選定の観点（審査項目）	23
7. 委託契約の締結	23
8. 拠点長の指定	24
9. 事務連絡担当者の指定	24
10. 研究経費	24
IV-2. 公募要領（疾患・組織別実用化研究拠点）	25
1. 公募対象者	25
2. 公募対象機関	25
3. 研究期間、経費及び採択予定数	25
4. 事業内容	26
5. 実施体制の要件及び実施にあたっての留意事項	27
6. ステージゲート方式について	28
7. 選定の観点（審査項目）	28
8. 委託契約の締結	29
9. 拠点長の指定	30
10. 事務連絡担当者の指定	30
11. 研究経費	30
IV-3. 公募要領（技術開発個別課題）	31
1. 公募対象者	31
2. 研究期間、経費及び採択予定数	31
3. 事業内容	32
4. 実施体制の要件及び実施にあたっての留意事項	32
5. ステージゲート方式について	32
6. 選定の観点（審査項目）	33
7. 委託契約の締結	33
8. 代表研究者の指定	34
9. 事務連絡担当者の指定	34
10. 研究経費	34
V. 委託契約の締結等	35
1. 委託契約の締結	35
2. 委託費の範囲及び積算等	36
3. 研究成果の取扱い	36
4. 取得資産の取扱い	36
VI. 提案書類の作成と注意	37
1. 提案書類の取扱い	37
2. 提案書類の作成	37
VII. データベース登録等への協力	39
1. 政府研究開発データベース登録への協力	39

2. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力.....	39
3. 開発したリソースのナショナルバイオリソース (NBRP) 中核機関への寄託...	39
(別添1) 研究開発に要する経費の範囲.....	41
(別添2) 動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等.....	42
(参考1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について.....	46
(参考2) エフォートの考え方について.....	50
(参考3) JSTの研究開発の成果 (研究開発ツール) について (ご案内) .....	51

## I. 事業概要

---

### 1. 目的

国際競争が激化している iPS 細胞等を使った再生医療について、我が国のアドバンテージを活かし、世界に先駆けて臨床応用をするべく研究開発を加速します。

具体的には、「iPS 細胞研究中核拠点」では臨床応用を見据えた安全性・標準化に関する研究、再生医療用 iPS 細胞ストックの構築を実施し、「疾患・組織別実用化研究拠点」では疾患・組織別に責任を持って再生医療の実現を目指す研究体制を構築します。また、上記拠点と連携して、我が国の iPS 細胞関連産業の育成も目的として、iPS 細胞等の臨床応用の幅を広げる技術開発や、より高度な再生医療を目指した技術開発も実施します。

### 2. 事業の内容

本事業では、目的や実施内容に応じた 2 種類の拠点を構築します。iPS 細胞研究中核拠点に対して長期的かつ柔軟な支援を行うとともに、疾患・組織別実用化研究拠点によるいち早い臨床応用の実現、我が国の iPS 細胞関連産業（再生医療・創薬、細胞製造、装置、培地）の育成を目指します。

iPS 細胞研究中核拠点は、iPS 細胞の標準化、安全性の確保をおこないつつ、再生医療用 iPS 細胞ストックの構築をめざして必要な研究開発を長期的に実施する拠点を構築することを目的とします。約 10 年で iPS 細胞の初期化機序の解明や安全性を確保した再生医療用 iPS 細胞ストックの構築を、十分な技術、ノウハウ、設備、人員等を有する研究機関が責任を持って実施します。

疾患・組織別実用化研究拠点は、iPS 細胞研究中核拠点で作製される再生医療用 iPS 細胞等を用いて、臨床研究を実施するために必要な研究開発をおこない、責任を持って臨床応用をおこなう拠点を構築することを目的とします。iPS 細胞、ES 細胞を用いた臨床応用、もしくは体性幹細胞を用いた革新的な臨床応用を目指す研究を対象とします。既に基本的な技術開発が完了しており 5 年以内の臨床応用を目指す拠点（拠点 A）と、技術的ブレークスルーをおこない臨床応用を目指す拠点（拠点 B）の 2 種類を構築します。いずれも一定期間での達成目標を設定し、それを達成した場合にのみ事業を継続できるステージゲート方式にて実施します（最長 10 年間）。

また、上記拠点と連携して iPS 細胞等の臨床応用の幅を広げる技術開発や、より高度な再生医療を目指した技術開発、iPS 細胞等の産業応用を目指した技術開発を実施します（「技術開発個別課題」）。

なお、本事業は、政策課題に対応したミッションを研究機関に行っていただくという性格を有する委託事業です。したがって、ミッションの達成に向けて、各研究機関は独立行政法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）と委託契約を締結するとともに、明確な目標・計画に沿って、プログラムディレクター（事業の運用について総括する責任者。以下、「PD」という。）及びプログラムオフィサー（事業の運用について PD をサポートし実務を行う者。以下、「PO」という。）の指導・助言の下、厳正な評価等を受けながら業務を遂行していただきます。

### 3. 事業実施体制

本事業の円滑な実施を図るため、PD及びPOを配置します。PD及びPOは、本事業全体の進捗状況を把握し、課題間や研究機関間の連携強化に資するとともに、必要な指導・助言等を行います。全参画機関は、円滑な事業の推進のため、PD及びPOに協力する義務を負います。また、本事業は政策課題に対応するための研究開発事業であることから、その遂行を担保すべく、JSTと各機関間で委託契約を締結しています。このため、研究の計画や研究の進捗状況、得られた成果等について、PD及びPOのほか、JSTの担当者が確認することがあります。

### 4. 平成24年度補正予算による設備の整備について

本事業で採択された拠点および課題に対しては、平成24年度補正予算の成立を前提として、これを財源として別途事業の遂行に必要な設備の整備を行うこととしています。詳細については、公募要領及び様式をご参照下さい。

### 5. 政府予算の成立について

本募集は、平成25年度政府予算の成立を前提としておりますので、予めご了承ください。

## II. 実施方法

### 1. 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までの予定の概略を以下に示します。



(\* 1) 面接審査対象課題の拠点長・代表研究者又は事務連絡担当者に対して連絡します。

(\* 2) 拠点長・代表研究者に対して採択の可否の通知書の送付を行います。

本事業の内容、応募の手続き等についての説明会を実施します。(提案者に本説明会への出席の義務はありません。)開催日程、場所等の開催概要及び参加申し込みについての詳細はホームページをご覧ください。

【再生医療実現拠点ネットワークプログラムホームページ】

<http://www.jst.go.jp/saisei-nw/index.html>

※参加申し込みは、定員に達し次第、締め切らせていただく場合があります。

開催地	日時	会場
東京	平成25年2月6日(水) 14:00～16:00	JST東京本部(サイエンスプラザ) 大会議室(地下1階)
大阪	平成25年2月8日(金) 10:00～12:00	千里サイエンスセンター ライフホール

## 2. 提案書類の受付等

研究課題の募集期間及び提案書類の提出先等は以下のとおりです。提案書類の提出は、原則として府省共通研究開発管理システム(以下、e-Radという。)による方法とし、提案書類は提出期限内に提出してください。

### (1) 提案書類様式の入手方法

提案書類の様式等、応募に必要な資料の入手については、e-Radポータルサイト\*あるいはJSTのホームページ(<http://www.jst.go.jp/saisei-nw/index.html>)からダウンロードしてください。

なお、様式は複数種類ありますので、提案する課題に該当する様式を入手してください。

※ e-Radとは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

e-Radポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

### (2) 提案書類締切(※支援内容によって異なるのでご注意ください)

(一次締切分): 「iPS細胞研究中核拠点」「疾患・組織別実用化研究拠点(拠点A)」

平成25年2月22日(金) 12:00(厳守)

(二次締切分): 「疾患・組織別実用化研究拠点(拠点B)」 「技術開発個別課題」

平成25年4月19日(金) 12:00(厳守)

### (3) 提案書類の提出方法及び提出先

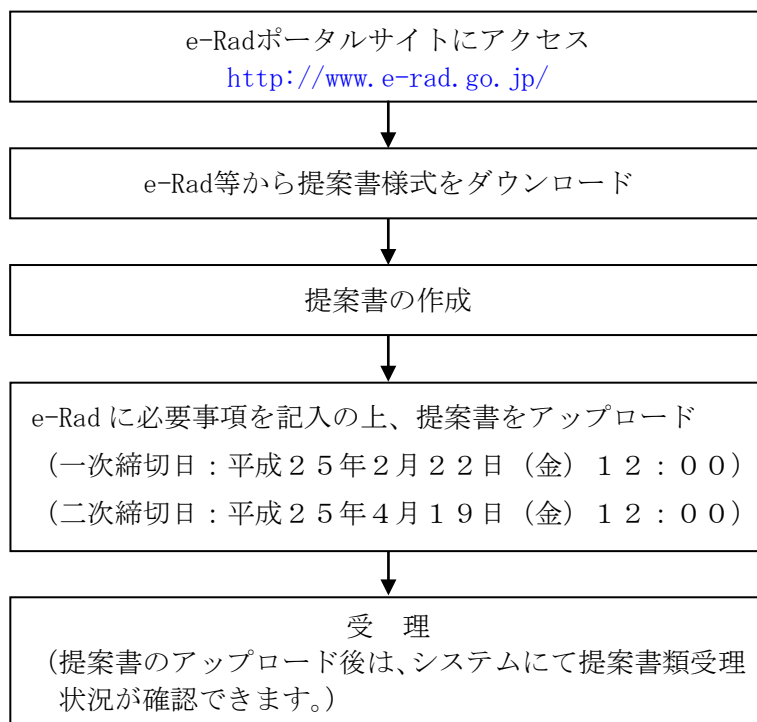
#### ① e-Radを用いた提案書類の作成・提出等

応募は、e-Radを通じて行っていただきます。e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。e-Radの利用に当たっては、研究機関の事務担当者による研究機関と研究者情報のe-Radにおける事前の登録が必要となります。登録方法についてはe-Radポータルサイト及び「(参考1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について」を参照してください。なお、登録手続きに日数を要する場



合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

## ②e-Rad を利用した応募の流れ



## ③提案書類提出の際の注意事項

- e-Rad を利用の上、提出してください（持参、FAX、電子メールによる提出は受け付けません）。

### 【システムの利用可能時間帯】

（月～日）5：00～24：00（0:00～5:00 はメンテナンス時間となります）  
ただし、上記利用可能時間帯であっても、保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

- 本事業の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- 提案書（アップロードファイル）は、「PDF」形式にて作成し、応募を行ってください。Word 等の形式で作成した場合は、e-Rad にログイン後、メニューの「PDF 変換」から変換を行うこともできます。研究者向けマニュアル「3.1 PDF 変換」を参照してください。
- 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。
- アップロードできる電子ファイルは1ファイルで、ファイルの最大容量は10MB までで

す。複数のファイルをアップロードすることはできません。

- ・ 提案書はアップロード後、研究者が J S T へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。J S T へ提出した時点で修正することができなくなります。
- ・ 提出締切日までにシステムの「応募課題情報管理」の応募状況における「状態（申請進行）」が「配分機関処理中」となるようにしてください。
- ・ 提案書の受理状況は、「応募課題情報管理」から確認することができます。
- ・ e-Rad では、応募費目項目の金額欄が空欄であると登録できない場合がありますのでその場合は必ず「0(ゼロ)」を入れ、空欄がないようにしてください。

#### ④提案に当たっての注意事項

- ・ 提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、提案しようとする拠点長または代表研究者は、所属する研究機関（J S T と直接委託契約を締結する研究機関）の長の了承を取った上で提案書類を提出してください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての研究機関から承諾を得た上で提出してください。

なお、所属機関の事務担当者は e-Rad により提案内容を閲覧することができます。

- ・ 提案内容の調整

課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、今後、課題の実施に割り当てられる経費は、予算の成立（国会承認）を前提とし、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 対象外となる提案について

以下に示す研究課題の提案は本事業の対象外となります。

i) 単に既成の設備備品の購入を目的とする提案

ii) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを想定している提案

- ・ その他

提案書に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び提案書の作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（提案書のフォーマットは変更しないでください。）

提案書の修正・差し替えは一切受け付けません。また、提案書の返却は致しません。

#### ⑤留意事項

- ・ 提出期間内に提出が終了しなかった提案は、いかなる理由があろうとも受理しません。また、提案書に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
- ・ 提案書については、実施機関等の課題選考のためにのみ利用します。応募内容に関する秘密は厳守します。
- ・ 個人情報については本公募に関することにのみ適切に使用します。

### 3. 重複応募の制限について

拠点長としての応募は、支援内容の別に関わらず1件に限ります。また拠点長として応募した者は、「技術開発個別課題」の代表研究者となることはできません。

### 4. 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

事業内容、提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	独立行政法人科学技術振興機構 産学連携展開部 企画調査グループ	TEL：03-5214-8994 E-mail：saisei-nw@jst.go.jp
e-Rad における研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	TEL：0120-066-877 (フリーダイヤル) 受付時間：9:00～18:00 (土、日、祝祭日を除く)

## 5. 審査及び採択

研究課題の採択に当たっては、学識経験者・有識者等による委員から構成される評価委員会の審査で採択課題候補案を選び、これを基に J S T が採択課題を決定します。

### (1) 審査・選定方法等

- ・本事業に関する審査は、J S T に設置した評価委員会において行います。
- ・評価委員会は、拠点長・代表研究者から提出された提案書の内容について、「I. 1. 目的」を達成するため、下述(2)選定の観点(審査項目)に基づき、書面審査及び面接審査(拠点長・代表研究者のみならず、分担機関の代表研究者等からも個々の研究内容の構想について説明していただく場合があります)を行い採択課題候補を選定します。
- ・面接審査は、書面審査の結果、必要と判断された提案についてのみ実施します。また、面接審査までの間に、追加資料の提出を求める場合があります。
- ・書面審査及び面接審査の結果、提案内容の修正、不足部分の追加を求め再審査、又は再公募を実施し、面接審査を別途実施する場合があります。
- ・審査は非公開とし、審査に携わる委員には、審査の過程で取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することを義務づけています。
- ・評価委員会は、必要に応じて、提案書に記載のあった計画内容や、機関・組織体制等について、J S T が採択課題を選定するに当たっての意見を述べる場合があります。
- ・すべての審査終了後、採択の可否を通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。
- ・J S T における採択課題の決定後、J S T ホームページへの掲載等により、評価委員等についての情報を公開します。

### (2) 選定の観点(審査項目)

審査にあたっては、後述する選定の観点に基づき総合的に審査を行い採択します。具体的な選定の観点については、「IV-1. 公募要領(iPS細胞研究中核拠点)」「IV-2. 公募要領(疾患・組織別実用化研究拠点)」「IV-3. 公募要領(技術開発個別課題)」を参照してください。

### (3) 選定結果の通知

J S T から、面接審査の対象となった提案の拠点長・代表研究者又は事務連絡担当者に対して、面接実施の連絡をします。また、採択課題決定後、拠点長・代表研究者に対して審査結果(採択の可否)を通知します。

また、採択にあたっては、J S T が研究実施の内容、研究期間、研究に要する経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

## 6. 研究課題の管理と評価

### (1) 研究管理

全ての研究課題について、毎年度、委託研究の実施内容及び成果等に関する報告書の提出を求めます。また、PD・POによる進捗状況の確認を行う場合があり、そのために必要な関連する報告を求めるとともに、研究実施場所において実際の研究状況の確認を行うことがあります。

その結果、進捗状況に応じて、計画の変更、課題の中止等を求めることがあります。

### (2) 運営委員会

#### ① 拠点運営委員会

疾患・組織別実用化研究拠点は、拠点内に拠点運営委員会を設置します。拠点運営委員会は、拠点長を委員長として、事業の実施に関連する者で構成し、研究進捗の確認、情報共有、共同研究体制の強化・推進を図ります。拠点運営委員会の管理・調整は拠点機関が行い、必要に応じて開催することとします。なお、必要に応じて、PD・PO、外部有識者、JST、文部科学省がオブザーバーとして参加します。

#### ② 拡大運営委員会

JSTは、PD・PO、iPS 細胞研究中核拠点、疾患・組織別実用化研究拠点、必要に応じて外部有識者及びその他の関係者、で構成される拡大運営委員会を設置し、事業全体の活動や連携体制、方針の情報共有を図るとともに、事業全体の進捗を確認します。なお、オブザーバーとして、文部科学省が参加します。

また、拡大運営委員会の指示によって、拠点に対して、研究に付随する情報（研究データ、プロトコル、知財等）の開示・提供を求めることがあります。

### (3) 研究課題及びプログラムの評価

再生医療実現拠点ネットワークプログラム及び全ての研究課題は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）（※）等の方針に基づき、適切に評価を行うこととしています。

iPS 細胞研究中核拠点、および技術開発個別課題のうち研究期間が5年のものについては、事業開始後3年目を目処に中間評価を行います。また全ての研究課題は事業終了時に事後評価を行います。

評価に際しては、事業実施機関に対して、必要に応じて協力を求める場合があります。

（※）<http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html> を参照

### (4) 経費について

本事業においてJSTが支出する委託研究費は、この公募要領が定める機関における事業内容にのみ使用可能です（機関における事業の内容は、「IV-1. 公募要領（iPS 細胞研究中核拠点）」「IV-2. 公募要領（疾患・組織別実用化研究拠点）」「IV-3. 公募要領（技

術開発個別課題)」をご覧ください)。

## 7. 公表等

### (1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、代表研究者名等)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

### (2) e-Radからの政府研究開発データベース<sup>※</sup>への情報提供等

文部科学省が管理運用するe-Radを通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

また、これらの情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

#### ※ 政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議では、各種情報(研究開発の実施者、研究テーマ、研究成果等)について一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

### (3) その他

研究者同士の交流を深め活性化させるため、年に1回程度、成果報告会を開催する際に、評価結果が優れた研究課題に対して発表を求めることがあります。

### Ⅲ. 応募にあたっての留意点

---

#### 1. 法令等の遵守について

研究機関は、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。

研究機関は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 文部科学省科学技術・学術審議会・研究活動の不正行為に関する特別委員会）における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取組を行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じることが求められます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づき、委託研究費の管理・監査体制を整備するとともに、不適正な経理処理の防止に必要な措置を講じ、国への報告の手続きを行なうことが求められます。

なお、研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、平成25年度の新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとなります。（履修等に必要な手続き等はJSTで行います）。このため、JSTは、研究者等がその履修義務を果たさない場合には、所属する研究機関に委託研究費の全部又は一部の執行停止（又は中止）を指示することができるものとしますので、研究機関はこれに協力していただきます。

#### 2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく措置

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です（チェックリストの提出がない場合には、研究の実施が認められません。）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて契約予定日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

注意： なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/summary/index.html>

ただし、平成24年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

### 3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### (1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

なお、本事業への提案段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### (2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間<sup>\*</sup>に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書の提出後に、他の競争的資金制度等に提案し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。



※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。（参考2：「エフォートの考え方について」をご参照ください。）

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）等を通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(4) 最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限

「最先端・次世代研究開発支援プログラム（NEXTプログラム）」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成23年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費（研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く）を受けることができません。他の研究費に応募することは可能ですが、採択後に当該研究費を受ける場合にはNEXTプログラムについては、日本学術振興会の承認を得た上で廃止する必要がありますので留意してください。

(5) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況（制度名等）を様式に記入するとともに、e-Radを通じて登録願います。

記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4. 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

(1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 申請及び参加<sup>\*</sup>の制限

本事業の研究費の不正使用等を行った申請者及びそれに共謀した申請者に対し、本事業への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

なお、この不正使用等を行った申請者及びそれに共謀した申請者に対する、本制度にお

ける申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします

※「申請及び参加」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参画することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が少なく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(注) 平成25年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の機関は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されました。上表の制限期間は、変更後のものです。

## 5. 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用、以下「不正行為等」という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下のとおりとします。

### (1) 契約の解除・変更、委託費の返還

研究活動の不正行為があったと認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### (2) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省等を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(注) 平成25年以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成24年10月17日）による厳罰化等に伴い、大幅に変更されました。上表の制限期間は、変更後のものです。

上記ガイドラインについては、以下の文部科学省のホームページをご参照ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu12/houkoku/06082316.htm)

## 6. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

### (1) 採択された代表研究者の責務等

代表研究者及び主たる共同研究者は、JSTの研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する義務があります。

代表研究者及び主たる共同研究者には、提案した研究課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JSTの研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用など）を

未然に防止するために J S T が指定する研究倫理教材（オンライン教材）の履修を義務付けるとともに、履修を周知することを約束する。

また、上記c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、当該研究員等に係る研究費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがありますので、ご留意ください。

（注）本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成 2 5 年度新規採択課題から適用されます

## （2）研究機関の責務等

委託契約において、参画する研究員等が J S T が指定する研究倫理教材の履修義務を果たさない場合は、当該研究員等に係る研究費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがあることに同意していただきます。

（注）本項の研究倫理教材の履修義務化は、平成 2 5 年度新規採択課題から適用されます。

## 7. 他の競争的資金等で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※、J S T が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成 2 5 年度に新たに公募を開始する事業も含まれます。なお、平成 2 4 年度以前に終了した事業においても対象となります。

※ 現在、具体的に対象となる事業につきましては、以下のホームページをご覧ください

【URL】 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/12ichiran.pdf>

## 8. 生命倫理及び安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策等の観点から別添 2 の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等（今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。）を遵守し、機関内倫理審査委員会における審査等を適切に行った上で研究を実施してください。

これらの関係法令・指針等（別添 2 に明示されていない関係法令・指針等を含む）に違反し、研究を実施した場合には、違反した旨を公表するとともに、委託費の配分をしないことや委託費の配分を取り消すことがあります。また、法令に違反した場合には、法令に基づく罰則がかかることもあります。

なお、機関内倫理審査委員会については、「機関内倫理審査委員会の在り方について」（平成 15 年 3 月 20 日科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）を参照しつつ、法令又は指針等に基づき適切に運営することとします。

また、別添 2 の関係法令・指針等の詳細については、ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」（<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>）等を参照し

てください。

## 9. 安全保障貿易について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

（※）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・電子メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

## 10. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

本事業の実施に伴いJSTより支払われる間接経費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成21年3月27日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）に則り、研究機関の責任において、計画的かつ適正に執行することが求められます。また、間接経費の執行にあたっては、領収書等の証拠書類を整備し、使途の透明性の確保に努めるとともに、それらの証拠書類を事業完了の年度の翌年度から5年間、適切に保管してください。

※ 間接経費の取扱いについては、以下を参考にしてください。

【間接経費の執行に係る共通指針URL】

<http://www-bird.jst.go.jp/kenkyu/contract/contract-h21/h21betten1.pdf>

## 11. 繰越について

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、研究計画の進捗状況によりやむを

得ず生じる繰越しに対応するため、戦略的創造研究推進事業に準じた簡便な繰越制度を導入する予定です（繰越制度の対象は、複数年度契約を締結する大学等とします。）

#### 1 2. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、府省共通経費取扱区分表を現在準備中です。経費執行の考え方は、J S T 戦略的創造研究推進事業に準ずる予定ですので、提案時の支出計画策定等に当たっては、必要に応じて以下をご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h24/a/h24a302manual20401.pdf>

#### 1 3. 「国民との科学・技術対話」の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）【平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員】を踏まえ、本公募に採択され、1 件当たり年間 3, 0 0 0 万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。詳しくは以下をご参照ください。

【URL】 <http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

#### 1 4. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu10/toushin/1317945.htm)）を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

#### 1 5. リサーチアシスタント（R A）の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、T A（ティーチングアシスタント）、R A（リサーチアシスタント）など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程（後期）在学者を本事業の共同研究の R A として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

R A を雇用する際の留意点

- ・ 博士課程（後期）在学者を対象とします。

- ・ 給与単価を年額では200万円程度、月額では17万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外（不正）使用と見なされる場合がありますので十分ご注意ください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度におけるRAとして支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給についてJSTから制限を設けるものではありません。

## 16. 男女共同参画について

### JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長  
中村 道治

### 女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在14.0%（平成23年度末現在。平成24年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科

学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続して行って欲しいと思います。

JSTでは、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案を応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JSTでは、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています。

この機会にJSTの事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

小舘 香椎子

(日本女子大学名誉教授)

JSTでは、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

JST 男女共同参画ホームページ

<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>



## IV-1. 公募要領（iPS細胞研究中核拠点）

---

### 1. 公募対象者

#### （1）提案者等の要件

本事業は、機関を対象として公募します。そのため、拠点の提案は機関の長が行うものとし、提案機関は、国内で研究開発を実施する、以下に示す国内の大学、研究機関、企業等とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 国公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人
- ・ 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

（2）拠点が採択された場合に、拠点の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であることが必要です。

（3）拠点が採択された場合に、委託契約手続き等の事務を行うことができる機関であることが必要です。

（4）本事業の終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者への協力をを行うことができる機関であることが必要です。

### 2. 公募対象機関

iPS 細胞の初期化機序の解明や安全性を確保した再生医療用 iPS 細胞ストックの構築を責任を持って実施することができる十分な技術、ノウハウ、設備、人員等を有する機関を対象とします。

### 3. 研究期間、経費及び採択予定数

#### （1）研究期間

10年間

#### （2）研究費

原則、年間27億円程度（間接経費含む）

なお、別途事業の遂行に必要な設備の整備を行うこととしています。（（4）参照）

### (3) 採択予定数

#### 1 拠点

### (4) 事業の遂行に必要な設備の整備について

本事業では、研究に必要な設備について、(2)に記載の研究費に加えて平成24年度補正予算を財源として整備することとしています。提案書の作成に当たっては、特に研究体制の構築に必要で早期に整備するものについては、平成24年度補正予算により整備するものとして記載してください。詳しくは提案書に記載の指示を参照してください。

なお、提案書に記載された設備等は、財源に関わらずその必要性については審査し、必要と認められないものについては整備を認めないことがあります。

また平成24年度補正予算による設備の整備については、機種等の選定や設備の検収等は機関に協力いただきます。具体的な方法については、別途定める要領等を参照してください。

## 4. 事業内容

臨床応用を見据えた iPS 細胞の標準化や安全性の確保を行いつつ再生医療用 iPS 細胞ストックを構築するために必要な研究開発で、以下の内容を全て含む取組を10年計画で実施します。

- ・ iPS 細胞の初期化機序の解明
- ・ 初期化分子メカニズムに立脚した、均一的な品質の iPS 細胞を確実に作製し得る樹立法の確立およびそれに伴う iPS 細胞の安全性向上と安全性確認試験の高効率化
- ・ 高品質（増殖能や多分化能等の品質が良好であること）で腫瘍化のリスクの少ない iPS 細胞の作製方法及び評価方法の確立とその最適化
- ・ iPS 細胞の品質を維持する培養方法の検討
- ・ 他家移植において免疫拒絶反応を惹起しにくい措置を講じた iPS 細胞の免疫学的解析
- ・ 再生医療用 iPS 細胞ストックの構築、及び iPS 細胞の「疾患・組織別実用化研究拠点」をはじめとする研究機関への提供

以上の取組の結果として、事業実施後には iPS 細胞の高効率樹立法、安全性確認試験法が開発され、また日本人の大半をカバーする再生医療用 iPS 細胞ストックが構築されることを目標とします。

また、「技術開発個別課題」と連携することも可能とし、その際には、拠点長が技術開発個別課題の進捗に責任を持って関与することとします。また「技術開発個別課題」の実施者に対して、拠点の設備を共用プラットフォームとして提供し、必要な支援を行うことも可能とし、詳細については採択後に J S T と実施機関で調整することとします。

## 5. 実施体制の要件及び実施にあたっての留意事項

- ・ 本拠点で作成した再生医療用 iPS 細胞を、別途公募する「疾患・組織別実用化研究拠点」に提供し、その結果のフィードバックを受けるなど、同拠点との密接な連携を行

うこととします。

- ・単一機関で責任をもって拠点を形成していただきますが、将来の産業化を見据えた企業との連携も可能とします。
- ・複数の機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての研究機関から承諾書を得た上で提案書を提出してください。承諾書の形式については、提案書様式を参照してください。

## 6. 選定の観点（審査項目）

選定に当たっては、以下の観点に基づき審査を実施します。

### ① 全体計画

- ・提案されている全体計画の実施内容が事業の趣旨（「I. 事業概要」「IV-1. 4. 事業内容」「IV-1. 5. 実施体制の要件及び実施にあたっての留意事項」等）に合致しているか。
- ・全体計画の内容とその目的が明確であるか。
- ・年度毎の計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか。

### ② 研究開発の戦略及び目標との適合性

- ・科学的に意義のある研究内容であるか。
- ・目標に向けて実現可能な戦略が立てられているか。
- ・我が国の産業の育成に貢献することが見込まれるか。

### ③ 実施体制

- ・提案されている全体計画を実施可能な体制となっているか。
- ・現在の技術レベル、及びこれまでの実績は提案内容の実施に十分か。
- ・計画に対する拠点長及び参画する研究者の研究遂行能力は妥当か。
- ・複数の機関で研究を分担する場合、明確な役割分担と計画に沿った有機的な協力・連携が図られ、効率的・効果的な実施が見込まれるか。
- ・「疾患・組織別実用化研究拠点」との連携が十分に見込まれるか。

### ④ 生命倫理・安全管理に関する体制

- ・生命倫理・安全対策等の配慮の観点等から遂行可能な提案であるか。
- ・機関内の生命倫理、安全対策等に係る審査体制等は確立しているか

### ⑤ 所要経費

- ・経費の内訳や支出計画等は、提案内容及び事業の趣旨に対して妥当か。

## 7. 委託契約の締結

本事業においては、研究課題を実施するために必要な施設、人員、技術等を備えた拠点長が所属する機関（受託者）とJ S Tが委託契約を締結し、受託者がJ S Tに代わって研究を実施

することになります(但し、研究計画に応じて、単一機関であっても契約を複数に区分したり、複数機関がJSTと委託契約を締結する場合があります)。なお、機関およびJSTの事情(国が定める中期目標期間等)を勘案の上、複数年度にわたる委託契約を締結します。委託契約の締結等に係る詳細はV章に示します。

#### 8. 拠点長の指定

本事業に応募するにあたっては、研究課題における代表者(拠点長)を指定してください。

#### 9. 事務連絡担当者の指定

本事業に応募するにあたっては、JSTとの事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に拠点長と連絡をとることができる、拠点長と同じ機関に所属する担当者(事務連絡担当者)を指定してください。なお、拠点長が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

#### 10. 研究経費

研究に要する経費は、研究に係る直接経費と直接経費の30%を上限とする間接経費で構成されます。

なお、審査の結果、研究経費のうち必要と認められない部分については減額することがあります。

## IV-2. 公募要領（疾患・組織別実用化研究拠点）

---

### 1. 公募対象者

#### （1）提案者等の要件

本事業は、機関を対象として公募します。そのため、拠点の提案は機関の長が行うものとし、提案機関は、国内で研究開発を実施する、以下に示す国内の大学、研究機関、企業等とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 国公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人
- ・ 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

（2）拠点が採択された場合に、拠点の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であることが必要です。

（3）拠点が採択された場合に、委託契約手続き等の事務を行うことができる機関であることが必要です。

（4）本事業の終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者への協力を行うことができる機関であることが必要です。

### 2. 公募対象機関

iPS 細胞、ES 細胞を用いた臨床応用、もしくは体性幹細胞を用いた革新的な臨床応用を目指す研究を実施し、既に基本的な技術開発が完了しており 5 年以内の臨床応用を目指す拠点（拠点 A）、及び技術的ブレークスルーをおこない臨床応用を目指す拠点（拠点 B）を構築可能な機関を対象とします。いずれの拠点も一定期間での達成目標を設定し、それを達成した場合にのみ事業を継続できるステージゲート方式にて実施します（最長 10 年間）。

なお、審査の結果、拠点のタイプを変更して採択することがあります。

### 3. 研究期間、経費及び採択予定数

#### （1）研究期間

拠点 A、拠点 B ともに一定期間での達成目標を設定し、それを達成した場合のみ事

業を継続できるステージゲート方式にて実施することとします(原則、最長10年間)。

(2) 研究費

拠点A：原則、年間4億円程度(間接経費含む)

拠点B：技術開発期間(3年以内)は原則年間1億円程度(間接経費含む)、ステージゲート後は原則年間4億円程度(間接経費含む)

なお、別途事業の遂行に必要な設備の整備を行うこととしています。((4)参照)

(3) 採択予定数

拠点A：5拠点程度

拠点B：5拠点程度

(4) 事業の遂行に必要な設備の整備について

本事業では、研究に必要な設備について、(2)に記載の研究費に加えて平成24年度補正予算を財源として整備することとしています。提案書の作成に当たっては、特に研究体制の構築に必要で早期に整備するものについては、平成24年度補正予算により整備するものとして記載してください。詳しくは提案書に記載の指示を参照してください。

なお、提案書に記載された設備等は、財源に関わらずその必要性については審査し、必要と認められないものについては整備を認めないことがあります。

また平成24年度補正予算による設備の整備については、機種等の選定や設備の検収等は機関にご協力いただきます。具体的な方法については、別途定める要領等を参照してください。

#### 4. 事業内容

(拠点A) 既に基本的な技術開発が完了しており5年以内の臨床応用を目指す拠点

- ・iPS細胞等を用いた臨床応用に向けた基本的技術開発が完了している疾患分野において、いち早い臨床応用を目指します。
- ・3～5年間での達成目標を設定し、達成すれば次の目標を設定し事業を継続するステージゲート方式とします。
- ・まず、First in Man等の臨床試験を実施することを最初の達成目標として設定します。その後、対象疾患の拡大、より高度な再生医療の臨床応用など、最長10年間の計画でパイプラインを構築します。

(拠点B) 技術的ブレークスルーを行い臨床応用を目指す拠点

- ・iPS細胞等を用いた臨床応用に向けた技術的課題が存在するが、3年以内の研究により臨床応用の目途をつけ、その後の臨床応用をめざす疾患分野において、問題点を解決しながら臨床応用を目指します。
- ・3年以内で技術開発の動向を見極め、臨床応用への道筋がつく場合には具体的に達成目標を設定し事業を継続します(ステージゲート方式)。
- ・まず、当該分野の臨床応用の可能性を見極める技術開発を最初の達成目標とします。その後に臨床応用に進む場合、First in Man等の臨床試験から、対象疾患の拡大、より高度な再生医療の臨床応用までを目指した開発を行います。

(共通事項)

- ・拠点A、拠点Bのいずれも「iPS 細胞研究中核拠点」から提供される再生医療用 iPS 細胞を用いて臨床応用を目指し、安全性などに関する情報を還元するなど、iPS 細胞研究中核拠点との連携をはかることとします。また他の疾患・組織別実用化研究拠点とも、情報の共有等の連携をはかることとします。
- ・「技術開発個別課題」と積極的に連携し、その際には、拠点長が技術開発個別課題の進捗に責任を持って関与することとします。また「技術開発個別課題」の実施者に対して、拠点の設備を共用プラットフォームとして提供し、必要な支援を行うことも可能とし、詳細については採択後に J S T と実施機関で調整することとします。
- ・「技術開発個別課題」の成果を積極的に利用することとします。なお、本事業ならびにその他の国家プロジェクト（例えば、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構事業「ヒト幹細胞実用化に向けた評価基盤技術の開発」等）にて企業が開発した試作品について、拠点はその評価に協力することとします。

5. 実施体制の要件及び実施にあたっての留意事項

- ・4. の事業内容を全て実施できる機関（代表機関）が、基本的に単独で責任を持って実施します。臨床研究・治験も原則的に代表機関の責任において実施することとします。また、機関として本事業に責任を持ってコミットすることを求めます。
- ・組織別に拠点を構築するとの事業趣旨に鑑み、拠点は、対象とする疾患・組織を特定し、これについて研究計画を立案し提案することとします。（例：神経、眼、循環器、骨・筋、血液など。）
- ・分担機関は、十分に大きな役割を担う場合にのみ設置可能とします。この場合代表機関は、全ての分担機関から承諾書を得た上で提案書を提出してください。承諾書の形式については、提案書様式を参照してください。また、代表機関は事業の開始までに事業の内容について分担機関との役割分担や責任関係を明確にした機関間連携協定等を締結することとし、提案書に連携協定等の案を添付してください（様式自由）。
- ・分担機関の実施内容が個別の技術開発に類する場合は、別個の課題として「技術開発個別課題」へ提案してください。
- ・「再生医療の実現化ハイウェイ」に採択されている研究者も提案可能ですが、採択された場合には、「再生医療の実現化ハイウェイ」の課題を本事業の拠点で実施することとします。なおその場合でも、「再生医療の実現化ハイウェイ」における再生医療の実現に向けた省庁間の連携体制による支援は、今後も継続されます。
- ・採択後に、拠点内に進捗状況の把握、問題点の解決、達成目標達成の確認などを実施する拠点運営委員会を設置するものとします（「Ⅱ. 6. (2)①拠点運営委員会」参照）。
- ・拠点内に知財戦略、知財取得のための知財担当者を置くものとします。
- ・課題実施者は iPS 細胞研究等に関するネットワークに参加することとします。
- ・同一機関による複数拠点提案は可能とします。
- ・拠点内において、基礎から臨床につなぐためのサポート体制を構築することとします。
- ・「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」の審査に申請中もしくは審査通過後の

研究は対象から除きます。

- ・国内外ですでに実用化されているものや、臨床試験に進んでいる研究は対象から除きます。

## 6. ステージゲート方式について

拠点における研究は、一定期間での達成目標を設定し、それを達成した場合にのみ事業を継続できるステージゲート方式にて実施します。期間及び達成目標の設定の基本的な考え方は次のとおりです。なお、年数及び達成目標の例はあくまで例示であり、これに限定されるものではありません。ただし年数の合計は10年を超えないこととします。

### (拠点A)

本格実施期間Ⅰ（3～5年間）：最初の臨床応用に向けた研究（達成目標の例：First in Man もしくは POC (Proof of Concept) を取得するための臨床研究の開始、等）

本格実施期間Ⅱ（2～4年間）：本格実施期間Ⅰを踏まえた次の段階に向けた研究（達成目標の例：対象疾患を拡大するための臨床研究の開始、等）

本格実施期間Ⅲ（2～4年間）：本格実施期間Ⅱを踏まえた次の段階に向けた研究（達成目標の例：より高度な再生医療の臨床応用、等）

### (拠点B)

技術開発期間（1～3年間）：臨床応用に向けた研究を開始するための技術開発（達成目標：臨床応用を可能にする技術の創出）

本格実施期間Ⅰ（2～4年間）：最初の臨床応用に向けた研究（達成目標の例：First in Man もしくは POC (Proof of Concept) を取得するための臨床研究の開始、等）

本格実施期間Ⅱ（2～4年間）：本格実施期間Ⅰを踏まえた次の段階に向けた研究（達成目標の例：対象疾患を拡大するための臨床研究の開始、等）

以上の内容について計画を立案した上で、提案書の年度（ないし複数年度）の単位で記載を求める箇所については、その計画に沿って記述して下さい。なお拠点Bの経費計画の立案に当たっては、「技術開発期間」と「本格実施期間」で年間経費の額が異なることに留意してください。（3.（2）を参照。）

また計画の立案に当たっては、資料「今後の幹細胞・再生医学研究の在り方について」（平成25年5月28日（平成25年2月1日一部改正）科学技術学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会幹細胞・再生医学戦略作業部会）（※）を参照し、同資料に記載の「iPS細胞研究ロードマップ」を踏まえることとします。

（※） [http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1113\\_01.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1113_01.pdf)

## 7. 選定の観点（審査項目）

選定に当たっては、以下の観点に基づき審査を実施します。

### ① 全体計画

（共通項目）



- ・提案されている全体計画の内容が事業の趣旨（「Ⅰ．事業概要」「Ⅳ-2．4．事業内容」「Ⅳ-2．5．実施体制の要件及び実施にあたっての留意事項」等）に合致しているか。
- ・全体計画の内容とその目的が明確であるか。また、責任を持って実用化を目指す計画となっているか。
- ・再生医療の実現を見据えた研究計画が立てられているか。
- ・年度毎の計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか。

(拠点A)

- ・臨床研究を実施する計画となっているか。

(拠点B)

- ・技術開発については、臨床応用につながるブレークスルーを期待することができる計画となっているか。

## ② 研究開発の戦略及び目標との適合性

- ・達成目標の設定は適切かつ本事業の趣旨に適合しているか。
- ・科学的に意義のある研究内容であるか。
- ・当該疾患の治療において、他の手段と比べて再生医療を行うことの優位性が明確にされているか。
- ・実用化に向けて実現可能な戦略が立てられているか。
- ・我が国の産業の育成に貢献することが見込まれるか。

## ③ 実施体制

- ・提案された全体計画を実施可能な体制となっているか。
- ・現在の技術レベル、これまでの実績は提案内容の実施に十分か。
- ・計画に対する拠点長及び参画する研究者の研究遂行能力は妥当か。
- ・複数の機関で研究を分担する場合、明確な役割分担と計画に沿った有機的な協力・連携が図られ、効率的・効果的な実施が見込まれるか。
- ・「iPS細胞研究中核拠点」との連携が十分に見込まれるか。

## ④ 生命倫理・安全管理に関する体制

- ・生命倫理・安全対策等の配慮の観点等から遂行可能な提案であるか。
- ・機関内の生命倫理、安全対策等に係る審査体制等は確立しているか。

## ⑤ 所要経費

- ・経費の内訳や支出計画等は、提案内容及び事業の趣旨に対して妥当か。

## 8. 委託契約の締結

本事業においては、研究課題を実施するために必要な施設、人員、技術等を備えた拠点長が所属する機関（受託者）とJSTが委託契約を締結し、受託者がJSTに代わって研究を実施

することになります（但し、実施体制によっては、単一機関であっても契約を複数に区分したり、複数機関がJSTと委託契約を締結する場合があります）。なお、機関およびJSTの事情（国が定める中期目標期間等）を勘案の上、複数年度にわたる委託契約を締結します。委託契約の締結等に係る詳細はV章に示します。

#### 9. 拠点長の指定

本事業に応募するにあたっては、研究課題における代表者（拠点長）を指定してください。

#### 10. 事務連絡担当者の指定

本事業に応募するにあたっては、JSTとの事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に拠点長と連絡をとることができる、拠点長と同じ機関に所属する担当者（事務連絡担当者）を指定してください。なお、拠点長が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

#### 11. 研究経費

研究に要する経費は、研究に係る直接経費と直接経費の30%を上限とする間接経費で構成されます。

なお、審査の結果、研究経費のうち必要と認められない部分については減額することがあります。

## IV-3. 公募要領（技術開発個別課題）

---

### 1. 公募対象者

#### (1) 提案者等の要件

本事業は、代表研究者を対象として公募します。そのため、課題の提案は代表研究者が行うものとし、代表研究者の所属する提案機関は、国内で研究開発を実施する、以下に示す国内の大学、研究開発機関、企業等とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 国公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人
- ・ 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

なお、提案から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

(2) 課題が採択された場合に、課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であることが必要です。

(3) 課題が採択された場合に、委託契約手続き等の事務を行うことができる機関であることが必要です。

(4) 本事業の終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者への協力をを行うことができる機関であることが必要です。

### 2. 研究期間、経費及び採択予定数

#### (1) 研究期間

原則、最長5年間。ただし、課題によっては必要に応じてステージゲート方式を導入します（「5. ステージゲート方式について」参照）。

#### (2) 研究費

原則、年間5千万円程度（間接経費含む）

実施内容によっては上記の金額を超えることも可。

なお、別途事業の遂行に必要な設備の整備を行うこととしています。（(4) 参照）

#### (3) 採択予定数

15課題程度

#### (4) 事業の遂行に必要な設備の整備について

本事業では、研究に必要な設備について、(2)に記載の研究費に加えて平成24年度補正予算を財源として整備することとしています。提案書の作成に当たっては、特に研究体制の構築に必要で早期に整備するものについては、平成24年度補正予算により整備するものとして記載してください。詳しくは提案書に記載の指示を参照してください。

なお、提案書に記載された設備等は、財源に関わらずその必要性については審査し、必要と認められないものについては整備を認めないことがあります。

また平成24年度補正予算による設備の整備については、機種等の選定や設備の検収等は機関にご協力いただきます。具体的な方法については、別途定める要領等を参照してください。

### 3. 事業内容

我が国の iPS 細胞関連産業の育成も目的として、iPS 細胞等の臨床応用の幅を広げる技術開発や、より高度な再生医療の実用化を目指した技術開発、iPS 細胞等の産業応用を目指した技術開発を実施します。

(研究開発の具体例)

- ・臓器再生を目指した培養技術の臨床応用に向けた研究開発
- ・大量培養、自動培養、凍結、コスト軽減策など、再生医療に用いる細胞の産業応用に必要な技術の研究開発
- ・ダイレクトリプログラミングなどの次世代の分化誘導法の臨床応用を目指した研究開発
- ・iPS 細胞等、幹細胞操作技術開発に資する基盤技術の研究開発  
等

### 4. 実施体制の要件及び実施にあたっての留意事項

- ・原則として、単一機関（研究機関または企業）または産学連携を行う複数機関で実施し、「iPS 細胞研究中核拠点」または「疾患・組織別実用化研究拠点」（複数も可）と連携することとします。希望する連携先がすでに明らかな場合には提案書に明記してください。採択後にその希望を踏まえて J S T が調整をおこないます。
- ・得られた成果は広く疾患・組織別実用化研究拠点に供与し、再生医療への応用を積極的に図ることとします。
- ・本課題の成果として作成された試作品は、疾患・組織別実用化研究拠点において評価を行うことができるものとします。
- ・技術動向などを踏まえ課題の必要性については適宜 P D、P O、J S T、文部科学省で見直し、必要性の低いものは中止することとします。

### 5. ステージゲート方式について

審査の結果、実施に当たって技術的課題の解決の見通しが明確でない課題については、研究期間中に評価を行い、課題の継続の可否を判断することがあります(ステージゲート方式)。この場合、ステージゲート評価の時期およびその時点で達成すべき目標について、採択の条

件として代表研究者に提示することとします。なお中間評価を行う課題（研究期間5年）については、中間評価における継続可否の判断をもってステージゲート評価に代えることもあります。

## 6. 選定の観点（審査項目）

選定に当たっては、以下の観点に基づき審査を実施します。

### ① 全体計画

- ・提案されている計画の内容が事業の趣旨（「Ⅰ. 事業概要」「Ⅳ-3. 3. 事業内容」「Ⅳ-3. 4. 実施体制の要件及び実施にあたっての留意事項」等）に合致しているか。
- ・全体計画の内容とその目的が明確であるか。また、責任を持って実用化を目指す計画となっているか。
- ・再生医療への応用を見据えた研究計画が立てられているか。
- ・年度毎の計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか。

### ② 技術的意義及び優位性

- ・現在の技術レベル、これまでの実績は課題の実施に十分か。
- ・技術開発については将来の再生医療の進展に資する内容となっているか。また実用化開発については産業育成に資する内容となっているか。
- ・研究開発内容は他に比べ卓越しているか。
- ・我が国の産業の育成に貢献することが見込まれるか。

### ③ 実施体制

- ・提案された全体計画を実施可能な体制となっているか。
- ・「iPS 細胞研究中核拠点」、「疾患・組織別実用化研究拠点」との連携が見込まれるか。

### ④ 生命倫理・安全管理に関する体制

- ・生命倫理・安全対策等の配慮の観点等から遂行可能な提案であるか。
- ・機関内の生命倫理、安全対策等に係る審査体制等は確立しているか。

### ⑤ 所要経費

- ・経費の内訳や支出計画等は、提案内容及び事業の趣旨に対して妥当か。

## 7. 委託契約の締結

本事業においては、研究課題を実施するために必要な施設、人員、技術等を備えた代表研究者が所属する機関（受託者）とJSTが委託契約を締結し、受託者がJSTに代わって研究を実施することになります（但し、実施体制によっては、複数機関がJSTと委託契約を締結する場合があります）。なお、機関およびJSTの事情（国が定める中期目標期間等）を勘案の上、

複数年度にわたる委託契約を締結します。委託契約の締結等に係る詳細はV章に示します。

#### 8. 代表研究者の指定

本事業に応募するにあたっては、研究課題における代表者（代表研究者）を指定してください。

#### 9. 事務連絡担当者の指定

本事業に応募するにあたっては、JSTとの事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に代表研究者と連絡をとることができる、代表研究者と同じ機関に所属する担当者（事務連絡担当者）を指定してください。なお、代表研究者が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

#### 10. 研究経費

研究に要する経費は、研究に係る直接経費と直接経費の30%を上限とする間接経費で構成されます。

なお、審査の結果、研究経費のうち必要と認められない部分については減額することがあります。

## V. 委託契約の締結等

---

### 1. 委託契約の締結

#### (1) 契約条件等

採択された研究課題については、予算の成立を前提に、J S Tと代表研究者の所属する機関（受託者）との間において、機関およびJ S Tの事情（国が定める中期目標期間等）を勘案の上、研究期間の範囲内で複数年度にわたる委託契約を締結することになります（但し、実施体制によっては、複数機関がJ S Tと委託契約を締結する場合があります）。契約を締結するにあたっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された研究課題であっても取り消しとなる場合があります。

契約締結後においても、予算の都合により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究計画の見直し又は中止を求めることがあります。

また、研究進捗状況等に関するP D・P Oの評価を踏まえ、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更を行うことがあります。

#### (2) 契約の準備について

研究課題の採択後、速やかに資金配分が行われるよう、受託者は予め体制の整備を行い、J S Tの指示に従い、速やかに研究計画書の作成を行う必要があります。

#### (3) 契約締結後の経費執行等に関する処理

採択決定後は、J S Tが別途定める事務処理説明書に基づき、経費執行等を行います。

なお、本事業の事務処理説明書は現在準備中です。経費執行の考え方は、J S T戦略的創造研究推進事業に準ずる予定ですので、提案時の支出計画策定等にあたっては、必要に応じて以下をご参照ください。

##### 【参考：J S T戦略的創造研究推進事業の事務処理説明書】

大学等：<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h24/a/h24a301manual20401.pdf>

- ・大学等とは、国公立大学、独立行政法人等の公的研究機関及び公益法人等で機関が認める研究機関を指します。

企業等：<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h24/c/h24c301manual20401.pdf>

- ・企業等とは、主として民間企業等の大学等以外の研究機関を指します。

#### (4) 委託費の精算（額の確定）等について

J S Tは研究機関より提出された研究内容、成果及び経費執行等に関する報告書類を基に経費の執行に係る適正な履行を確認し、委託費の精算を行います。

研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間新たな申請及び参加が制限されます（Ⅲ．参照）。

## 2. 委託費の範囲及び積算等

### (1) 委託費の範囲

委託費の範囲は、研究に係る直接経費と間接経費（直接経費の30%が上限）とします。  
各項目の内容は、別添1「研究開発に要する経費の範囲」を参照してください。

## 3. 研究成果の取扱い

### (1) 委託研究の成果に関する報告書の提出

受託者には、毎年度の研究成果をとりまとめた報告書を提出していただきます。  
なお、JSTが主催する成果報告会で発表を求めることがあります。

### (2) 研究成果の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

### (3) 研究成果のオープンアクセスの確保

受託者は、可能な限り研究成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

## 4. 取得資産の取扱い

### (1) 所有権

大学等が委託費により取得した資産は、大学等に帰属します。

企業等が委託費により取得した資産は、JSTに帰属し、研究期間終了後は原則として貸借契約（原則有償）を締結し、耐用年数経過後に買い取り頂きます。

なお、設備備品等については、受託者において善良な管理を行ってください。

また、平成24年度補正予算により整備した設備備品等については扱いが異なる場合があります。

### (2) 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託業務の実施により発生した放射性廃棄物は、受託者の責任において処分してください。



## VI. 提案書類の作成と注意

---

### 1. 提案書類の取扱い

提案書類は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の観点から、審査以外の目的には使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のホームページ

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/horei\\_kihon.html#7\\_2](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2))

をご参照ください。

この法律を厳守した上で、提案内容のうち、不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad等を通じて、他府省等を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

### 2. 提案書類の作成

既述の「Ⅱ. 2. 提案書類の受付等」のとおり、提案の受付はe-Radにて行います。提案書類の作成に当たっては、以下に示す注意事項とともに、e-Radの操作マニュアルをよくご覧ください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので注意してください。なお、応募に際しては、「府省共通研究管理システム（e-Rad）」で使用する研究者番号及び所属研究機関コードが必要となります。登録されているか確認の上、未登録の場合には（参考2）「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について」をご覧ください。登録には2週間程必要となりますので早めの申請をお願いします。

#### （1）提案書類の様式

全ての研究開発の実施者（ポストドクター等を含む。）について、様式2の実施体制及び様式4に必ず記載してください。記載されていない場合は、研究開発の実施者として研究に参画できないことがあります。また様式5には、主要な研究者について必要な内容を記載してください。

また、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しを、様式とは別に添付してください。

なお、字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。また、提案書類の作成はカラーでも可としますが、書面審査においてモノクロ印刷しても差し支えないように作成してください。

提案書類の様式等、提案に必要な資料の入手については、e-RadポータルサイトあるいはJSTのホームページ (<http://www.jst.go.jp/saisei-nw/index.html>) からダウンロードしてください。

(2) 提案書類の提出

提案書類の提出は、e-Radにて行います。詳細は、「Ⅱ. 2. 提案書類の受付等」をご参照ください。

e-Rad の使い方は、e-Rad ポータルサイトをよくご覧ください。

(3) 提案書類の作成及び提出上の注意

- ① 提案書類は日本語で作成してください。
- ② 入力する文字のサイズは 10.5 ポイント を用いてください。
- ③ 提案書類は、通し頁番号を中央下に必ず付けてください。

## VII. データベース登録等への協力

---

### 1. 政府研究開発データベース登録への協力

「Ⅱ. 7. 公表等」で述べた政府研究開発データベースに登録するため、研究課題の採択後、知的財産情報に配慮しつつ各種情報提供をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

### 2. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

本事業はライフサイエンス分野のデータ産生を伴う事業であるため、本事業の実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本事業の実施の結果産生したデータ又はデータベースを、一般に利用可能な形で公開するべく努めるものとします。そのため、本事業の実施者は、毎事業年度にまとめる実績報告書の提出に合わせて、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は本事業で構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター<sup>(※)</sup>又はJSTの指定する機関に提供するものとします。提供された複製物については、ライフサイエンス分野のデータベース整備（統合データベース構築）に利用するため、これら複製物に関わる知的財産権を非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。なお、本事業の実施者は、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報提供に協力するものとします。

(※) バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)

バイオサイエンスデータベースセンターは、平成18年度から平成22年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているJST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化し、新たに我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターとして、平成23年4月にJSTに設置されました。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、統合データベースの恒久的な体制整備に向けて、上記2つの事業の成果を活用し、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業」を実施します。ライフサイエンスデータベース統合推進事業では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

### 3. 開発したリソースのナショナルバイオリソース（NBRP）中核機関への寄託

本事業の実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本事業において開発したバイオリソースを使用し、得られた研究成果を論文等で公表した後は、NBRPの中核機関へ当該バイオリソースを寄託※（ただし、NBRPで対象としているバイオリソースに限る。）

し、広く研究者の利用に供することを原則とします。

なお、当該バイオリソースがNBRPの対象か疑義のある場合は、JSTへ確認してください。

## (別添1) 研究開発に要する経費の範囲

J S Tが負担する研究開発に要する経費の範囲は、国内の大学、研究開発機関、企業等が行う研究開発に係る直接経費及び間接経費とし、その項目は、以下のとおりとします。

### 直接経費

直接経費とは、本事業の遂行に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。なお、J S Tでは、研究機関に対して研究費の柔軟かつ効率的な執行を要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。(大学等と企業等では、一部取り扱いの異なる点があります。V. 1. (3)に掲載された事務処理説明書をご参照ください。)

#### ① 物品費：

研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用

#### ② 旅 費：

代表研究者や研究参加者の旅費、本事業の遂行に直接的に必要な招聘旅費等

#### ③ 人件費・謝金：

本事業を遂行するために直接必要な年俸制等の雇用者(研究員、技術員等)の人件費、データ整理等のための有期の時給制等の技術員、研究補助者等の人件費、リサーチアシスタントの人件費、講演依頼謝金等

なお、以下の場合には、直接経費より支出することができません。

- ・国からの資金(交付金、補助金等)による人件費措置の対象者に対する人件費
- ・代表研究者に対する人件費

#### ④ その他：

上記の他、本事業を遂行するために必要な経費として、研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、検査業務費、非(不)課税取引に係る消費税相当額等

以下の経費は直接経費として支出できません。

- \* 本事業の研究目的に合致しないもの
- \* 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- \* 建物等の施設に関する経費(本事業に直接必要となる物品を導入するために要する据付費等のための経費を除く。)
- \* 研究開発遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費。

## (別添2) 動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等

本事業については、社会への影響が大きいことも予想されることから、倫理的側面等社会との調和に配慮しつつ研究を推進していくこととします。また、ヒトを対象とする研究については、世界医師会「ヘルシンキ宣言」(ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則)に則り、関係法令・国の指針等を遵守して行うとともに、動物を対象とする研究については、動物愛護の精神に則り、関係法令・指針等や機関内規定等を遵守して行うこととします。

具体的には、ライフサイエンスに関する研究について、生命倫理・安全対策の観点から以下の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等(今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。)を遵守し、適切に研究を実施してください。

なお、指針等の詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm))及び厚生労働省と農林水産省のホームページを参照してください。

### (1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究を含む研究計画

研究計画に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究(提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとする研究)を含む場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成20年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に基づき、当該研究を実施してください。

### (2) 特定胚の取扱いを含む研究計画

研究計画に、人クローン胚又は動物性集合胚の取扱いを含む場合には、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(平成12年法律第146号)及びこれに基づく省令及び指針に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

### (3) ヒトES細胞の使用及び樹立・分配を含む研究計画

研究計画に、ヒトES細胞(ヒト胚性幹細胞)の使用を含む場合には、「ヒトES細胞の使用に関する指針」(平成22年文部科学省告示第87号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。ヒトES細胞の樹立、分配を行おうとする場合も同様に、「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」(平成22年文部科学省告示第86号)に基づき、文部科学大臣の確認が必要です。前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示しますので、適宜留意願います。

### (4) ヒトiPS細胞等からの生殖細胞作成を含む研究計画

研究計画に、ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を含む場合には、「ヒト

iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」(平成 22 年文部科学省告示 88 号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示しますので、適宜留意願います。

#### (5) 遺伝子組換え生物等の使用等を含む研究計画

研究計画に、遺伝子組換え生物等の使用等を含む場合には、平成 16 年 2 月 19 日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号)及びこれに基づく省令、告示等に基づき、当該研究を実施してください。特に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等(環境中への拡散を防止しないで行う使用等)を行う場合、あらかじめ第一種使用規程を定め、主務大臣の承認を受ける義務があること、及び第二種使用等(環境中への拡散を防止しつつ行う使用等)を行う場合、主務省令に定められた又はあらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務等があることに留意してください。また、遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託を行おうとする者は、原則としてその都度、省令に定められた情報の提供を行わなければならないことにも留意してください。

これらのことを踏まえ、遺伝子組換え生物等の使用等を行う研究機関においては、機関内の法令の理解及び遵守についての周知徹底を十分に図るとともに、事故時の対応をあらかじめ定める等の機関内の体制を整備し、法令に基づき遺伝子組換え生物等の適切な使用等が徹底されるよう留意してください。遺伝子組換え生物等の使用等に係る各種情報については、前述の文部科学省ホームページ等に掲示しておりますので、適宜留意願います。

#### (6) 遺伝子治療臨床研究を含む研究計画

研究計画に、遺伝子治療臨床研究(疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞のヒトの体内への投与等に関する臨床研究)を含む場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(平成 20 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

#### (7) 疫学研究を含む研究計画

研究計画に、疫学研究(明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究)を含む場合には、「疫学研究に関する倫理指針」(平成 20 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)に基づき、当該研究を実施してください。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示しておりますので、適宜留意願います。

#### (8) 臨床研究を含む研究計画

研究計画に、臨床研究(医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とする①医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関する介入を伴

う研究、② ①に該当するものを除く介入を伴う研究、③介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究を含まないもの)を含む場合には、「臨床研究に関する倫理指針」(平成20年厚生労働省告示第415号)に基づき、当該研究を実施してください。(ただし、他の法令及び指針の適用範囲に含まれる研究は、当該指針の対象外になりますのでご注意ください。)

#### (9) ヒト幹細胞を用いる臨床研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト幹細胞を用いる臨床研究(ヒト幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究)を含む場合には、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」(平成18年厚生労働省告示第425号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

#### (10) 実験動物を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、実験動物を使用する研究を含む場合には、動物福祉の観点から適切な配慮を行うため、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)、動物の殺処分方法に関する指針(平成19年環境省告示第105号)及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)等に基づき当該研究を実施してください。

また、動物実験を行う際には、動物実験の指針を整備するとともに、動物実験委員会を設置し、適切な動物実験を行ってください。動物実験の導入に際しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成18年法律第67号)に基づく飼養許可証の確認や特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年環境省告示第22号)を遵守する等、常に適切なものとなるように努めてください。

#### (11) 病原体等を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、病原体等を使用する研究を含む場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成18年法律第106号)等の関係法令等に基づき、当該研究を実施してください。

#### (12) ヒト iPS 細胞等の幹細胞を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト iPS 細胞やヒト組織幹細胞を使用する研究を含む場合には、平成20年2月21日付研究振興局長通知「ヒト ES 細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について」に基づき、以下の事項を遵守して当該研究を実施してください。

- i) 生殖細胞系列以外のヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行わないこと。
- ii) 現行の「ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する指針」第45条における禁止行為の規定を準用し、ヒト iPS 細胞等を用いた研究について、以下の行為を行わないこと。
  - ・ヒト iPS 細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒト ES 細胞から個体を生成すること。
  - ・ヒト胚へヒト iPS 細胞を導入すること。



- ・ヒトの胎児へヒト iPS 細胞を導入すること。
- ・ヒト iPS 細胞から生殖細胞を作成すること。

## (参考1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

### 1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

### 2 府省共通研究開発管理システムの操作方法に関する問い合わせ先

府省共通研究開発管理システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

府省共通研究開発管理システムのポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) をよく確認の上、問い合わせてください。

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先)

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 (受付時間帯) 午前9:00～午後6:00  ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
---------------------------------------	-------------------------------	---

### 3 府省共通研究開発管理システムの使用に当たっての留意事項

#### ① システムの利用可能時間帯

(月～日) 5:00～24:00 (0:00～5:00はメンテナンス時間となります)

ただし、上記利用可能時間帯であっても、緊急のメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせいたします。

#### ② 研究機関の登録

今後、研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関及び参画する研究分担者の所属する研究機関は応募時まで登録されている必要があります。

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・

事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

### ③ 研究者情報の登録

本事業に応募する拠点長・代表研究者及び研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

### ④ 個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

## 4 システムを利用した応募の流れ

所属研究機関が行います

### **府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録**

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照URL：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/summary/index.html>

所属研究機関が行います

### **部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録**

通知されたログイン ID、パスワードで e-Rad にログインします。部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：所属研究機関向けマニュアル 「1.7 ログイン」, 「3 研究機関情報の管理」,

「2 研究者情報の管理」

拠点長または代表研究者が行います

### **公募要領・申請の取得**

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、JSTのホームページ

（<http://www.jst.go.jp/saisei-nw/index.html>）から当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者向けマニュアル 「1.7 ログイン」, 「1.1 公開中の公募一覧」

拠点長または代表研究者が行います

### **応募情報の入力と提出**

システムに必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

システムには、それぞれ、①Web上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（PDF）で添付する内容があります。詳しくはポータルサイトをご覧ください。

参照マニュアル：研究者向けマニュアル 1.1～1.2



### **JSTにて応募情報を受理**

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

#### 5 システムへの応募情報入力時の注意事項

システムへの応募情報入力は、「iPS 細胞研究中核拠点」「疾患・組織別実用化研究拠点」へ応募の場合は機関代表者の代理として拠点長が、「技術開発個別課題」へ応募の場合は代表研究者が行います。所属する研究機関の長の下承を取った上で応募してください。特に、「iPS 細胞研究中核拠点」「疾患・組織別実用化研究拠点」については機関の長からの応募として扱われますのでご注意ください。

また、応募情報の入力にあたっては、

ア) Webで直接入力が必要な内容

イ) ポータルに掲載されている電子媒体の所定の様式に記入し、当該ファイルを添付するものがあり、それぞれ、入力、作成が必要です。

ア) については、拠点長または代表研究者が e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。

- ・ 研究開発課題名

#### 【共通タブ】

- ・ 研究期間（開始年度、終了予定年度）
- ・ 研究分野（主）（項目名、キーワード）

- ・ 研究分野（副）（項目名、キーワード）
- ・ 研究目的
- ・ 研究概要 等

**【応募時予算額タブ】**

- ・ 年度ごと使用内訳を記入（複数年度まとめた予算（xx～yy 年度）の場合、最初の xx 年度にまとめた金額を入力し、yy 年度までは「0」と入力してください）

**【研究組織情報タブ】**

- ・ 拠点長または代表研究者、分担機関代表研究者の直接経費・間接経費の総額、エフォート
- ・ 分担機関代表研究者の所属機関コード、部局名、職名 等

イ) については、提案書の電子媒体をダウンロードし、「PDF」形式にて作成し、e-Rad の応募情報登録画面【添付ファイルの指定】タブにおいてアップロードしてください。Word や一太郎形式のファイルをお持ちの場合は、e-Rad にログイン後、メニューの「PDF 変換」から変換を行うこともできます。研究者向けマニュアル「3.1 PDF 変換」を参照してください。

注1) アップロードできる電子ファイルは1ファイルで、ファイルの最大容量は10MBです。

注2) 提出締切日までにシステムの「応募課題情報管理」の応募状況における「状態（申請進行）」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

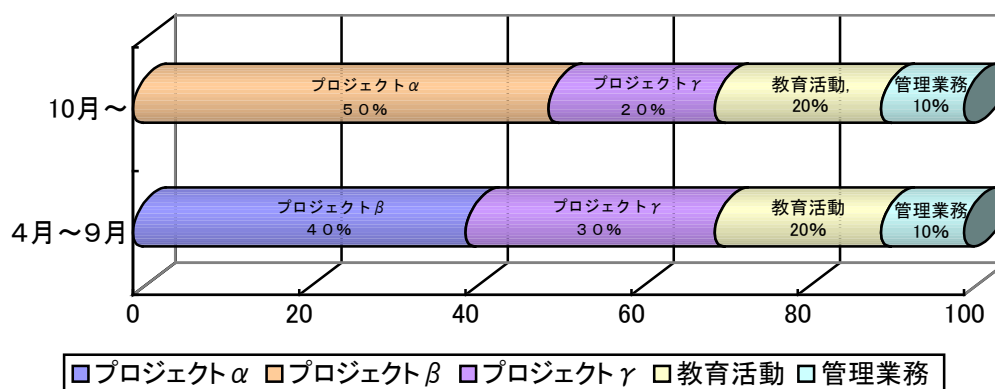
注3) 申請の受理状況は、「応募課題情報管理」から確認することができます。

(参考2) エフォートの考え方について

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

(参考3) JSTの研究開発の成果(研究開発ツール)について(ご案内)

- JSTでは基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指したJST先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するに当たり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧下さい。

(先端計測のホームページ <http://www.jst.go.jp/sentan/> から)

